

継続

原議保存期間	10年(平成41年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局(総務監察・)広域調整部長

警察庁丁規発第26号
平成31年3月7日
警察庁交通局交通規制課長

大規模災害発生時、在日米軍が災害対策に使用するため日本国内で調達した民間車両に対する緊急通行車両確認標章等の交付について(通達)

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項の規定に基づく交通規制時における米軍車両(自動車番号標により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両)の位置付けについては、「大規模災害に伴う交通規制実施要領の制定について」(平成24年3月8日付け警察庁丙規発第7号、丙交企発第19号、丙交指発第4号、丙運発第22号)において、緊急通行車両確認標章の掲示を要さない規制除外車両として整理しているところであるが、大規模災害発生時(政府の緊急災害対策本部が設置された場合)、在日米軍は、上記米軍車両の外に災害対策に使用するため日本国内で民間車両を調達して運用する予定であることから、同車両の取扱いについて下記のとおり対応することとしたので誤りのないようにされたい。

記

1 対応

大規模災害発生時、在日米軍が災害対策に使用するため日本国内で調達した民間車両の位置付けについては、在日米軍車両と一体となって運用される特殊性及びその重要性に鑑み、「米軍車両」と整理し、緊急通行車両確認標章及び規制除外車両確認証明書(以下「標章等」という。)を交付することとする。

2 標章等の交付手続

(1) 交付申請の受付窓口

米軍基地を管轄する警察署

(2) 申請者

米軍基地所在の自衛隊連絡官(防衛省から米軍基地に派遣されている自衛官)

(3) 申請手続

在日米軍(自衛隊連絡官)が標章等の交付申請を行う場合は、「在日米軍使用車両一覧表」(様式)に必要事項を記載して提出させることとしている。

申請受理時は、「在日米軍使用車両一覧表」により車両情報等を確認後、既定の手続により作成した標章等を申請者に交付すること。

なお、本件について事前届出は受け付けない。

(4) 関係所属への情報提供

発災後、民間車両を調達する米軍基地が判明後、当課から関係所属に対して事前の情報提供を行う。

3 警察署への周知及び事務引継の徹底

本運用については、米軍基地を管轄する管下警察署に確実に周知するとともに、以後、手続に誤りがないよう事務引継を徹底すること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成25年12月26日

(有効期間：平成31年3月31日)

